

【情報共有ツール】『はこだて医療・介護連携サマリー』 基本ツール作成評価基準マニュアル

【身体・生活機能等】

- 起居動作 < 手すりや自助具を使用している場合は、使用している状況で評価
(電動ベッドのギャッジアップは含まない) >
 - ・自立—自力で可能な場合
 - ・見守り—自力で可能であるが、転倒や転落等の危険があるため、すぐに何らかのサポートを行えるよう一連の動作に常に介護者が付き添う必要がある場合
 - ・介護者が常に付き添う必要はないが、確認、指示、声かけが行われている場合
 - ・一部介助—一連の動作の中で、部分的に介助が行われている場合(※)
 - ※一部の動作への介助に長時間を要し、介助時間の大部分を占める場合があるが、このことだけを理由として機械的に「全介助」とは評価せず、あくまで全体の動作を観察し評価することに留意が必要
 - ・全介助—一連の動作の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での起居動作を誘導したうえで、部分的に動作が可能であっても、おおむね8割以上の動作に介助が必要な場合

- 移動 < 杖、歩行器、車いす等を使用している場合は、使用している状況で評価 >
 - ・自立—自力での移動が可能な場合
 - ・介助—介助が必要な場合

- 麻痺の状況
 - ・軽度—弱い抵抗力を加えても、なおその抵抗力に打ち勝って四肢を一定程度動かすことができる場合
(例: ベッド上から起き上がろうとする体を、手で軽く押さえても起き上がる。上肢は挙上できるがその力が弱い。下肢は膝立て可能で寝たまま下腿を挙上できる など)
 - ・強い抵抗力を加えても、なおその抵抗力に打ち勝って四肢を一定程度動かすことができる場合
(例: ベッド上から起き上がろうとする体を、手で強い力でぐっと押さえても起き上がる。上肢・下肢は挙上可能 など)
 - ・中度—重力に逆らう動きはできないが、全可動域が動く場合
(例: ベッド上に横臥した状態での四肢が、横方向には動くが、上方向には上がらない。水平運動のみできる など)
 - ・抵抗力を加えなければ、重力に打ち勝って四肢を一定程度動かすことができる
(例: ベッド上に横臥した状態での四肢が、横方向にも上方向にも動く。上肢はようやく挙上可能だが、姿勢の保持は困難。下肢は膝立て可能だが、寝たままでの下腿の挙上は困難 など)
 - ・重度—筋収縮なしの場合

(例:「力を入れてください」と指示しても全く反応がない(完全麻痺) など)

・わずかに筋収縮ありの場合

(例:その場から足や手は動かないが、筋肉が収縮するのが見られる。関節の動きなし など)

●視力 《眼鏡・コンタクトレンズを使用している場合は、使用している状況で評価》

・無—日常生活に支障がない場合

・有—日常生活に支障がある場合に「有」を選択し、()内にその状況を記載

(例:眼鏡を使用しているが、目の前の置かれた物を認識することができない など)

●聴力 《補聴器を使用している場合は、使用している状況で評価》

・無—日常生活に支障がない場合

・有—日常生活に支障がある場合に「有」を選択し、()内にその状況を記載

(例:難聴あり。耳元で大きな声なら聞こえる など)

●意思の伝達

・可—手段を問わず、常時、誰にでも意思の伝達ができる場合

・時々可—家族等の介護者に対して意思の伝達ができるが、その内容や状況等によっては、できる時とできない時がある場合

・ほとんど不可—家族等の介護者に対しても意思の伝達ができないが、ある事柄や特定の人に対してであれば、まれに意思の伝達ができる場合

・認知症等の影響により、「痛い」、「腹が減った」、「何か食べたい」等の限定された内容のみ意思の伝達ができる場合

・不可—重度の認知症や意識障害等によって、意思の伝達が全くできないか、あるいは意思の伝達できているかどうか判断できない場合

●食形態

・普通—食形態を工夫する必要がない場合

・刻み—食べ物を小さく刻んで食べやすくした食事

・ソフト—よく煮込んだり茹でることで柔らかくした食事。舌でつぶせる硬さである食事

・ミキサー—ミキサーにかけて液体状にした食事。誤嚥を防ぐためにトロミ剤でトロミをつけることもある

・流動—液状のおかずや重湯(おもゆ。粥の上澄みの液)

●食動作 《自助具を使用している場合は、使用している状況で判断》

・自立—自力で可能な場合

・見守り—自力で可能であるが、誤嚥などのリスクが高く常に介護者が付き添う必要がある場合

・常に介護者が付き添う必要はないが、食動作の行為の確認、指示、声かけ、皿の置き換え等が必要な場合

・一部介助—一連の動作の中で、部分的に介助が行われている場合(※)

(例:食卓で小さく切る, ほぐす, 皮をむく, 魚の骨をとる等, 食べやすくしたり, スプーン等に食べ物を乗せる など)

※一部の動作への介助に長時間を要し, 介助時間の大部分を占める場合があるが, このことだけを理由として機械的に「全介助」とは評価せず, あくまで全体の動作を観察し評価することに留意が必要

また, この場合の「一部」とは, 1回ごとの食事における一連の動作中の「一部」のことを意味するが, 例えば朝昼夜等の時間帯によって介助の方法が異なる場合は, より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。その場合, その日頃の状況等について, 具体的な内容を「応用ツール⑱特記事項」に記載する。

(例:朝食の時間帯は覚醒状況が悪いこともあり, 介助の量が多くなるが, 昼食・夕食に関しては, スプーン等に食べ物を乗せると自力で口まで運ぶことが出来る など)

- ・全介助ー・一連の動作の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での食動作を誘導したうえで, 部分的に動作が可能であっても, おおむね8割以上の動作に介助が必要な場合
 - ・中心静脈栄養や経管栄養等のみで, 経口での食事は全く摂っていない場合

●口腔ケア

- ・自立ー自力で可能な場合(洗面所等への移動や移乗に介助が必要であっても, 口腔ケアの動作自体は自力で可能な場合を含む)
- ・見守りー・介護者による確認, 指示, 声かけが行われている場合
 - ・自力での歯磨きや義歯の洗浄はできるが, 介護者による指示や声かけ, 磨き残しの確認が行われている場合
- ・一部介助ー・一連の動作の中で, 部分的に介助が行われている場合
(義歯の出し入れはできるが, 義歯の洗浄は介護者が行っている場合も含む)
- ・全介助ー・一連の動作の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での動作を誘導したうえで, 部分的に動作が可能であっても, おおむね8割以上の動作に介助が必要な場合
 - ・本人が行った箇所を含めて, 介護者が全てやり直す場合
 - ・介護者が歯を磨いてあげ, 口元までコップを運び, 本人は口をすすいで吐き出す行為だけができる場合

●排尿介助

- ・自立ー尿とりパッドやオムツ等を使用せず自力で可能な場合。またはそれらを使用している場合, 自力での装着や後片付けが可能な場合
- ・見守りー・自力で可能であるが, 認知症高齢者等をトイレ等へ誘導する場合など, 常に介護者が付き添う必要がある場合
 - ・常に介護者が付き添う必要はないが, 排尿行為の確認, 指示, 声かけが必要な場合
- ・一部介助ー一連の行為の中で, 部分的に介助が行われている場合
- ・全介助ー・一連の行為の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での行為を誘導したうえで, 部分的に行為が可能であっても, おおむね8割以

上の行為に介助が必要な場合

- ・バルーンカテーテル管理となっている場合

●トイレ使用

- ・無一トイレの使用が全くない場合
- ・夜間一夜間のみトイレを使用しており、日中は使用していない場合
- ・常時一・常時トイレを使用している場合
 - ・日中はトイレを使用し、夜間は尿とりパッドやオムツ等を利用している場合

●排便介助

- ・自立一尿とりパッドやオムツ等を使用していない場合。またはそれらを使用している場合、自力での装着や後片付けが可能な場合
- ・見守り一自力で可能であるが、認知症高齢者等をトイレ等へ誘導する場合など、常に介護者が付き添う必要がある場合
 - ・常に介護者が付き添う必要はないが、順序を間違えおそれ等があるため、排便行為の確認、指示、声かけが必要な場合
- ・一部介助一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合
- ・全介助一連の行為の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での行為を誘導したうえで、部分的に行為が可能であっても、おおむね8割以上の行為に介助が必要な場合

●オムツ使用《尿とりパッドの使用も含む》

- ・無一オムツの使用が全くない場合
- ・夜間一夜間のみオムツを使用しており、日中は使用していない場合
- ・常時一常時オムツを使用している場合

●衣服の着脱

- ・自立一自力で可能な場合(一連の起居動作等の一部に何らかの介助が必要であっても、衣服の着脱の動作自体は自力で可能な場合を含む)
- ・見守り一自力で可能であるが、認知症高齢者等を誘導する場合など、常に介護者が付き添う必要がある場合
 - ・常に介護者が付き添う必要はないが、確認、指示、声かけが必要な場合
- ・一部介助一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合
 - ・全介助一連の行為の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での行為を誘導したうえで、部分的に行為が可能であっても、おおむね8割以上の行為に介助が必要な場合

●服薬管理

- ・自立—服薬管理を含む服薬の行為が自力で可能な場合
- ・見守り—自力で可能であるが、介護者により薬を飲む際の見守り、飲む量の指示等が行われている場合
- ・一部介助—一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合
(例:飲む薬や水を手元に用意する、オブラートに包む、介護者が分包する など)
- ・全介助—薬や水を手元に用意する、薬を口に入れるという一連の行為の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での行為を誘導したうえで、部分的に行為が可能であっても、おおむね8割以上の行為に介助が必要な場合

●入浴(保清等)

- ・自立—一連の行為が全て自力で可能な場合
- ・見守り—自力で可能であるが、認知症高齢者等を誘導する場合など、常に介護者が付き添う必要がある場合
 - ・常に介護者が付き添う必要はないが、確認、指示、声かけが必要な場合
- ・一部介助—一連の行為の中で、部分的に介助が行われている場合
- ・全介助—一連の行為の全てに介助が必要な場合
 - ・介護者が自力での行為を誘導したうえで、部分的に行為が可能であっても、おおむね8割以上の行為に介助が必要な場合